

仙台市安全安心街づくり推進会議 平成29年度第1回会議 議事録

- 開催日時** 平成29年8月4日（金）10:00～11:30
- 開催場所** 仙台市役所本庁舎2階 第一委員会室
（仙台市青葉区国分町三丁目7番1号）
- 出席委員** 相澤雅子委員、我妻仁委員、板倉恵子委員、桔梗美紀委員、金政信委員、西條淳一委員、齋藤宏美委員、佐々木好志委員、佐々木廣美委員、佐藤重子委員、渋谷セツコ委員、永見幸久委員、原美香委員、堀籠仁委員〔14名〕
- 事務局** 小林弘美市民局次長、新妻知樹生活安全安心部長、工藤良徳生活安全安心部参事、沼田和之市民生活課長、千葉正明自転車交通安全課長、櫻井浩消費生活センター所長、門脇研二住宅政策課長、佐藤信哉教育相談課主幹、佐々木裕一郎市民生活課市民生活係長
- 議 事**
- 1 開会
 - 2 あいさつ
 - 3 新任委員紹介
 - 4 議事
 - (1)協議
 - ①仙台市安全安心街づくり基本計画の取り組み状況について（平成28年度）
 - ②仙台市空家等対策計画の取り組み状況について（平成29年度）
 - (2) その他
 - 5 閉会
- 配付資料**
- 資料1-1 仙台市安全安心街づくり基本計画の取り組み（平成28年度）
 - 資料1-2 仙台市の刑法犯認知件数等の推移
 - 資料2-1 空家等対策の実施体制について
 - 資料2-2 空家等対策計画に基づく取り組み状況について
 - 資料2-3 空家等への対応状況及び成果目標に対する改善状況について

1 開会

○市民生活係長

本日はお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから、平成29年度第1回仙台市安全安心街づくり推進会議を開催いたします。

始めに、会議の成立につきましてご説明いたします。本日は14名の委員全員にご出席いただいておりますので、「仙台市安全安心街づくり推進会議の組織及び運営に関する規則」第4条の規定により会議が成立している旨をご報告させていただきます。

※配付資料の確認

2 あいさつ

○市民生活係長

それでは、会議の開催にあたりまして、仙台市市民局次長からご挨拶を申し上げます。

○市民局次長

皆様、おはようございます。本日はお足下の悪い中、お集まりいただきましてありがとうございます。本年度第1回仙台市安全安心街づくり推進会議の開催にあたりまして、本来でしたら局長の村山が参上するところなのですが、本日は代理で一言ご挨拶を申し上げます。

本当に委員の皆様には、日頃から安全で安心な街づくりに、様々な場面で多大なるご理解とご協力を頂きまして、本当に感謝しております。この場をお借りしまして、改めて御礼を申し上げたいと思います。

仙台市では、昨年28年3月に改定いたしました「仙台市安全安心街づくり基本計画」に基づきまして、市民の皆様が安全で安心して暮らせる街の実現のために、例えば子どもとその家庭の皆様の防犯力の強化・育成ですとか地域の皆様、様々な団体がありますけれども、その団体の皆様とそれから地域における学校といったところで防犯ネットワークを作られて活動することに対するの推進を行うとか各種取り組みを進めているところでございます。

翻って、仙台市内の犯罪発生件数を見ますと、市内の刑法犯認知件数につきましては、今回会議の中でもご説明させていただきますが、平成13年をピークにいたしまして、15年連続で減少が続いております。しかし、依然として高齢者を狙った振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害、それから子どもに対する声がけ事案、こういったものは継続して発生をしているというような状況でございます。仙台市内ではありませんけれども、本日新聞報道などでご覧になった方もいらっしゃると思いますが、今年上半期の特殊詐欺の状況を見ますと、電子マネー型ですとかキャッシュカードの手交型というような形のタイプも増えてきているというようなお話も耳に入っております。こういったこれらの身近で起こりうる犯罪を未然に防止するためには、犯罪対策に役立つような情報の発信ですとか、様々な取り組みの周知、市民お一人お

ひとりの防犯力をいかに高めていくか、こういったことが、非常に重要になってきておりますし、やはり地域全体で防犯力を高めていくということについても力を入れていかなければならないのかなと考えているところでございます。そのため、市といたしても計画にもお示ししているとおり、地域におけるこういった自主的な活動をさらに後押しをするという目的で、防犯カメラ設置の支援を進めるなど、今後も市民の皆様が、日常生活におきまして、犯罪の無い明るく住みよい社会を実感して頂けるようこういった事業を着実に推進していかなくてはいけないというふうに考えております。

本日のこの会議におきましては、昨年度平成28年度の「仙台市安全安心街づくり基本計画の取り組み状況」につきまして、ご協議をいただくほか、昨年度この会議におきましても皆様にご報告をさせていただきました「仙台市空家等対策計画」につきましても、今年3月に無事計画が出来上がりましたので、今年度それに基づいて進めようとしております空家総合相談会の開催など、計画に基づく様々な取り組みにつきましてもご報告させていただきたいと考えております。委員の皆様には、それぞれの立場からは是非とも忌憚のないご意見を幅広く頂戴いただければ大変ありがたいと思っておりますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

3 新任委員紹介

○市民生活係長

それでは、ここで、推薦団体の役員変更、人事異動に伴いまして、新たにご就任いただきました委員をご紹介させていただきます。

※我妻委員、西條委員、堀籠委員の紹介

○市民生活係長

次に事務局職員のうち、人事異動がありました職員についてご紹介させていただきます。

※沼田市民生活課長紹介

○市民生活係長

それでは、ここからの進行につきましては、規則第4条の規定によりまして、金会長にお願いしたいと存じます。

なお、会議の議事録を作成いたしますので、お手数ではございますが、皆様ご発言の際にはお手元のマイクをお使いいただきますようお願いいたします。

それでは金会長、よろしくお願いいたします。

4 議事

○金会長

それでは、これから、会長であります私がこの議会の議長を務めさせていただきます。

まず、最初に会議の公開・非公開ですが、非公開とする理由がありませんので、公開としてよろしいでしょうか。

—異議なし—

○金会長

それでは、公開とさせていただきます。

続きまして会議録についてですが、昨年度会議で決定いたしましたとおり、会議録署名委員を指定し、事務局で作成したものを私と署名委員で確認を行い、会議録としたいと考えております。

前回は、板倉委員にお願いしましたので、名簿順により今回は桔梗委員にお願いしたいと思います。桔梗委員よろしいでしょうか。

—桔梗委員了承—

(1)協議

①仙台市安全安心街づくり基本計画の取り組み状況について（平成28年度）

○金会長

それでは、議事に入ります。まず、協議の①「仙台市安全安心街づくり基本計画の取り組み状況について（平成28年度）」について、事務局から説明をお願いいたします。

○市民生活課長

まず、資料1-1をご覧ください。平成28年度の安全安心街づくり基本計画の取り組み状況についての資料でございます。ご承知のように基本計画は、平成28年度からの5か年のものございまして、安全安心で暮らせる街仙台の実現を基本理念に3つの基本目標、14の基本施策、及び2つの成果目標を定めているところでございます。本日は計画への取り組み状況につきまして、基本目標毎に重点を中心に説明させていただきます。

まず、基本目標1でございます。「防犯力を高める人づくり」でございまして、市民一人ひとりが高い防犯意識を持ち、正しい知識を習得し、主体的に防犯対策を講じ

ていくことを目指していくものでございます。3ページをご覧ください。3ページをご覧ください。重点となっております「3 特殊詐欺の被害防止のための取り組み」でございます。特殊詐欺の被害に遭わないためには、その手口を知り、詐欺であるという事を早い段階から見抜くということが非常に大切です。しかしながら特殊詐欺は、次々と新たな手口が出てきておりまして、最新の手口などについて、区民祭り等における啓発活動や防犯出前講座、暮らしのセミナーなどを通じましてその周知を図ってきたところでございます。防犯出前講座につきましては、町内会等へのご案内を差し上げるなどした結果、平成27年は45回だった開催件数が、94回まで増えたところでございます。次に、「4 子どもとその家庭の防犯力の強化・育成」でございます。4ページをご覧ください。⑥のところでございますけれども、平成28年度から各学校からその学区内で発生した不審者の事案等に関する情報を一斉配信メールの形で学区内の保護者、児童館、保育所に情報提供を行っているところでございます。配信を受けた児童館、保育所は必要に応じて保護者に注意を喚起するなどの対応を行っているところでございます。

続きまして、6ページをご覧ください。基本目標2でございまして、「地域で支え合う防犯力の高い街づくり」でございます。自主防犯組織のみならず、町内会、学校、PTA、事業者やNPOなど関係機関や団体が連携・交流し、地域総ぐるみでその特性に応じた防犯活動を進めていくものでございます。7ページでございますけれども、声掛け等の事案というのを減らしていくためには、子どもの見守り活動というのが非常に重要でございまして、3の(1)にありますように、仙台まもらいだ一のほか、すべての学校で組織されております学校ボランティア防犯巡視員による巡視などを行っているところでございます。続きまして、8ページをご覧ください。「4 地域の連携による防犯対策の推進」をするため、各区の安全安心街づくり推進協議会や区ごとに一地区ずつ指定しておりますモデル地区におきまして、関係者の連携による防犯活動を進めてまいりました。今年度のモデル地区でございますが、青葉区が亀岡、宮城野区が原町、若林区が卸町、太白区が山田鉤取、そして泉区が八乙女となっているところでございます。

続きまして、10ページをご覧ください。基本目標の3でございまして、「犯罪リスクを生み出さない防犯環境づくり」でございまして、ハード面からの防犯対策を行うとともに、迷惑行為を抑制し、犯罪を誘引する機会の減少を図っていくものでございます。12ページをご覧ください。ハード面としての対策として、防犯カメラは犯罪の抑制に有用でございまして、2の(1)の③にございますように5つの小学校に設置をするとともに、13ページの(4)にありますように、地域団体による仙台駅東地区での設置に対して補助を行いました。学校への防犯カメラにつきましては、1校あたり4台のカメラを設置したところでございます。平成29年度はこれ

を受けまして、地域の防犯活動の一環として防犯カメラを設置する団体につきまして、その費用の一部を助成する事業を始めました。本日はお手元にそのチラシを配布いたしておりますけれども、補助対象は設置に要する経費でございます、補助率は4分の3、カメラ一台につき30万円が上限となります。また、宮城県で策定いたしました防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインに基づく適正な運用がされることが条件となっているところでございます。

続きまして、資料1-2でございます。仙台市内の刑法犯の認知件数等についてご説明を申し上げます。先ほど小林からも申し上げましたとおり、認知件数につきましては、15年連続の減少となっております。刑法犯の7割強が窃盗犯でございます、その全体の減少につきましてもその55%が窃盗犯を占めているところでございます。

続きまして、2ページをご覧ください。全体といたしましては減っているというところではございますけれども、特殊詐欺につきましては、平成27年が件数、金額共にピークでございました。28年は、様々な取り組みもございまして、前年に比べまして減少いたしました。依然として大きな被害が生じているところでございます。159件の内訳を見ますとオレオレ詐欺と架空請求がそれぞれ54件ずつ、還付金等詐欺等が37件というふうになってございます。今年に入りましても様々な新たな手口がでてございまして、例えばオレオレ詐欺で申し上げますと、百貨店や家電量販店の社員を名乗る手口がでてくるなど依然として注意が必要な状況が続いているところでございます。

また、声掛け事案等の発生状況につきましては、残念ながら増加の傾向が続いております。平成28年1月に「子どもを犯罪の被害から守る条例」が施行されるなど、保護者の皆さんがこうした事案に敏感となり、事案が顕在化したというところはあるかと思いますが、いずれにしましても声掛け等の事案は誘拐等の前兆となりうるものでございまして、地域での見守り活動や防犯カメラの設置などにより、減少に向けた取り組みというのは引き続き重要であると考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○金会長

ありがとうございました。ただ今、事務局から説明がありましたが、この件につきまして委員の皆様からご意見などがございましたらお願いいたします。

○西條委員

防犯のいろいろな取り組みをやってらっしゃるのですけれども、これについて実施した件数とか書いてあるのですが、講習を受けた方々の意見をフィードバックする仕組みとかはあるのですか。その辺具体的に知りたいのですけれどもお願いします。

○市民生活課長

防犯講座を94回行っております。行った際には、当然ながら参加いただいた皆様のご意見等もいただきますし、主催していただいている町内会であるとか各団体、最近では障害者施設などからもご依頼がございまして、そういった方々の感想とかこういう点をというところをできるだけ丁寧に拾い上げようとしております。特に、新たな分野として障害者施設等への取り組みとしておりますが、我々にとってもわからない点が多々あるものですから、基本的には事前に一度施設の方にお伺いしまして、そもそもどういったニーズがあるのかとか防犯上のどういった悩みがあるのかとか丁寧な聞き取りというのを行う形で把握に努めているところでございます。

○西條委員

もう一つなのですが、刑法犯が15年連続で減少ということなのですが、この具体的な理由はなんですか。

○市民生活課長

なかなかなぜ減ったのかというところは難しいところでございますが、先ほど申し上げましたように、全体的に7割強が窃盗犯でございます。この窃盗犯がやはり大きく減っております。そのうち、何が減っているかといいますと、一番は乗り物、いわゆる自転車とか自動車もそうなんですけれども、そういったものとかが減っているところでございます。ですので、自転車につきましては、以前と比べますと鍵の部分で改善されているなどその辺が大きいのではないかと思います。ただ、なぜこれだけ減っているのかというのは、様々努力もあろうかと思っておりますけれども、事実として申し上げられるのは、この窃盗犯の減少というのが、全国的に同じでございまして、非常に全体の件数を押し下げる効果があると認識しております。

○永見委員

先ほど防犯カメラですね、学校1校あたり4台ということでご説明があったかと思うのですが、学校によって通学路が広かったり、非常に危ない個所が多数あるよとか、学校によって状況が違うかと思っておりますので、1校あたり4台というくくりではなくて、多少融通をもった考え方で台数を決定していただければなと思った次第でございます。

○市民生活課長

まず、前提でございますが、学校に設置しておりますのは、学校の施設に対するものでございます。基本的な仕組みといたしまして、仙台市としましては、施設とか道路も含めてそうなのですが、維持、管理上必要なものというところで設置をいたしております。この他に、地域で通学路とか様々な危険な個所とかそういったものについては、地域でお付けいただくというところでやっております、まさに今年度からの補助事業というのはそういった地域でのお子さんも含んだ安全安心の取り組みというのを防犯カメラの設置という面で応援していくというような仕組みとなっているところでございます。

○桔梗委員

丁寧なご説明ありがとうございました。資料1-2の2ページになりますね、子どもを対象にした声掛け事案等の発生状況というのを前回も出していただいたのを拝見して思っていたのですが、ここで言われている声掛け事案等の発生件数のカウント定義を教えてください。

○市民生活課長

声掛け事案でございますけど、ここでいう子供というのは13歳未満の方に対しまして大きく2つに分かれておりまして、声掛け事案というところで一般的な声掛け、つきまといということがございますけれども、基本的にはほぼ占めますのが特異事案といわれるものでございまして、刑法に抵触する、あるいは恐れがあるというものでございまして、具体的な分類で申しますと、公然のわいせつですとか覗き、つきまといとか一番多いのは先ほど申し上げました子供の条例違反、あるいはそれに可能性がある、恐れがあるというものをカウントしているところでございます。

○桔梗委員

ありがとうございました。子供の防犯については、こちらに公募させて委員にさせていただいたときにも非常に興味が高い分野で、逆に防犯はどうやったら防犯ができるかという抑制の一方で、コミュニケーションですとか地域のコミュニケーション能力の向上といった課題が非常にあるのではないかと思っていたので、ここに関しては、これをもとにどういう改善ができるかというのを自分の中でも考えていたもので、犯罪に抵触する、もしくは恐れのあるものという定義があるということで安心いたしました。ありがとうございます。

○渋谷副会長

子供に対する声掛け事案が起きたときの件数の数え方なのですけど、それは通報によるものなのですか。

○市民生活課長

通報によるものでございます。

○渋谷副会長

それは、まもらいだーとかいろんな一般の市民からの。

○市民生活課長

市民からというのもございますし、まさに保護者の方からというところで、子供から親に言ってとかいう形で、ルートは様々ございます。直接そういう目に遭われたご家庭からもありますし、そういう事を聞いた学校からとか、まさにまもらいだーとか巡視員の皆さんからという形でカウントされていると承知しております。

○齋藤委員

4ページの③のところで、子供がスマートフォン等を安全で正しく利用するためにということで、教育局さんがいろいろと活動されているということでございます。私の仕事柄ですね、当然、今ネットによる被害というのがだいぶ多くなっております。そして、ネットの被害というのは子供さんの部分も低年齢化が進んできておりまして、スマートフォンに限らずですね、ゲーム機とかそういったものが一応ネットにつながります。Wi-Fiとかそういったものを使ってネットにつながりますので、そういった形で被害がどんどん増えてきているような実態があるかと思えます。これは警察庁さんもそういったような統計を出されているということで私は認識しております。その中でですね、今回保護者への啓発活動というのはパンフレットとかそういったものかというふうに考えられますが、学校での教育の年間計画を策定という形であるのですが、策定されてどのようなことを実施されているのか参考までに分かっていたら教えていただければと思えますが。

○教育相談課主幹

学校で実際に行われているというところでございますが、これについては先ほど委員さんのほうから出ましたように、リーフレット等を作成してそれを全学校、子供達、保護者に配布をしております。それをもとに学校でそれぞれの学級で指導するというところ、それから年間指導計画に位置づけていられている中では特に高学年でございます

すが、いわゆる情報モラルについての授業等々を行っているところでございます。合わせてPTAなどでもそのような形での情報モラルについての講演、研修等々を行っているところでございます。

○佐々木廣美委員

防犯カメラのことでお伺いしたいのですが、事前申請受理がまもなく終わるようですが、今現在どれくらいの申請があって、それが当初予想しているより多いのか少ないのか、それからこれを希望する方へはどのような周知体制をとっているかもう一度教えていただければと。

○市民生活課長

現在事前申請の期間中でありまして、予算としましては20台分というのを予定しておりますが、現在正式な申請だけでなく、今年中にやりたいというのを含まずとこれをかなり上回る件数で現在ご相談をいただいているところでございます。この事業につきましては、先ほど申し上げましたように、防犯活動の一環としてカメラを設置しているというところがございますので、地域に対しましては、基本的には防犯協会を通じまして様々ご案内を差し上げているところでございます。この間、町内会等の会合でもお知らせしたりしておりますので、主に拝見しますと防犯協会かあるいは町内会でのご相談というのが寄せられているところでございます。

○佐藤委員

防犯カメラのこの資料は以前、町内会長研修会の際に頂いたのですが、防犯カメラ1台っていろいろあるのでしょうか、いくらくらいするものなのかなと聞かれたのですが、上限30万と書いてはありますけれども、いろいろ機能によってはあるのでしょうか、だいたいいくらくらいのものがあるのでしょうか。公園とかそういうところの近くに設置したいなという考えもしているのです、町内としては。

○市民生活課長

お値段についてはまさに様々ございます。機能もいろいろございまして、防犯カメラと申しましても、例えば単に撮影だけのもので、それをどこかで記録するというタイプもありますし、今主流になっているのが一台一台の中に記録ができるというタイプもございまして、様々ございますけれども、4分の3の補助費というところと30万でございますので、だいたい40万くらいというのが一応の想定でございます。ただ、値段はやっぱり違っていて、拝見しますとこれよりもそれなりに安いところもある

りますので、販売される業者さんによってかなりお値段も違うのかなと見てはおりません。

○佐藤委員

設置料というのもあるのですか。

○市民生活課長

これの想定は設置料込みでだいたいこれぐらいというふうに考えてございます。当然ながらその後のメンテナンス費用あるいは電気代というのはまた別途の問題ではございます。

②仙台市空家等対策計画の取り組み状況について（平成29年度）

○金会長

それでは、協議の②「仙台市空家等対策計画の取り組み状況について（平成29年度）」について、事務局から説明をお願いいたします。

○市民生活課長

まず、資料2-1をご覧ください。空家等対策の実施体制でございます。

まず、計画の概要につきましてはこちらに記載のとおりでございます。平成29年度からの5か年の計画となっているところでございます。2つの基本方針を定められておまして、住居の状態に応じた対策の推進、特に管理不全な空家等対策の重点化と、様々な主体との連携した効果的な対策の実施というところでございます。(3)にございますように、5年間と集中対策期間に分けた成果目標を定めているところでございます。

実施体制でございますが、2のところでございますように、庁内では市民局、都市整備局、区役所等が担当いたしておまして、それを全庁的な庁内連絡会議、幹事会等で必要な調整を行うという体制となっております。

また、本日のようにその取り組み状況につきましては、この安全安心街づくり推進会議にご報告をいたしましてご協議をいただくところでございます。

また、3にございます空き家対策ネットワーク会議というのを新たに設けたところでございまして、様々な空家をめぐる課題というものは、幅広い分野に及ぶものと認識いたしておまして、ここにございますように不動産関係のみならず、司法書士会、行政書士会あるいは老人福祉施設協議会、金融機関等々にもご参加をいただきまして、ネットワーク会議というものを設けたところでございます。実施にあたりましては、この会議と連携しながら進めていきたいというふうに考えてございます。具体的に住宅

活用検討部会というワーキングの部会を設けているところでございまして、全体の会合は4月26日に第1回を、活用部会につきましては、6月6日に開いたところでございます。

続きまして、資料2-2で今年度の現在までの取り組み状況と今後の予定につきまして概略をご説明申し上げます。

まず、一点目の管理不全な空家等の解消に関する事項でございます。方向性としたしましては記載のとおり、所有者がまず自ら自主的に改善を促すということが非常に重要と考えております。そのことから、行政からの働きかけということにつきましても、これまで行ってまいりましたが、さらにその強化というのを行っていきたいと考えているところでございます。(1)にございますように、自主的な改善を促す施策というところで様々管理をしていく上での情報というのを提供していく必要があるかと考えております。①にございますように、空き家等の対策につきまして、網羅的に知っていただきたい項目、内容につきましてまとめた、あるいは相談先も含めましてまとめたリーフレットを現在作成をしているところでございますし、また、ご自分でなかなか空き家を管理できない遠隔地にいる、施設に入っている、お体の具合が悪い等々もあるかと思いますが、そういった場合にご活用いただけるような管理代行サービスというものが最近出てきておりますので、こういったもののご紹介、あるいは③のように空き家等を解体せざるを得ないといったときにやはり大きな問題になりますのが費用面でございます、そういった場合にご利用できる金融機関の紹介、というような内容についてのチラシとかご案内をするための準備をしているところでございます。

もう一点が、先ほど申し上げましたように、解体上非常に問題になるのが費用面でございます、今年度と来年度の2か年に限りまして、その費用助成ということを行うことといたしまして、今年度分は申請の期間が終了いたしておりまして、18件につきまして補助金の交付の仮決定を行ったところでございます。この仮決定と申しますのは、対象となるかどうかの判定をいたしまして、その後所有者の方が業者さんへの発注等々行いまして、本申請を行うという流れとなっているところでございます。

また、様々課題というか問題はあるけれども、いったい何が問題かあるいはどういった手順で進めていったらいいかというのが必ずしもわからないというお声も頂戴しているところでございます。そこで、総合相談会というのを今年度第1回に7月29日に開催をいたしまして、14組の方にお越しを頂いております。この相談会におきましては、様々な専門家と一緒に相談ができるということを理念といたしております。第1回目につきましては、宅地建物取引士を中心に、司法書士、行政書士、建築士の方々にご参加をいただきまして、相談を実施したところでございます。今年度中、さらにあと1～2回程度開催をしたいというふうに考えているところでございます。

また、行政からの働きかけ取り組みの強化でございますけれども、様々研修を行うあるいは庁内で様々働きかけを各区役所等通じて行っておりますけれども、よい例とかいうかうまくいった例とかを共有しながら、行政としての様々な働きかけということについて強化していきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、3ページの2の空家等の利活用の促進に関する事項でございます。やはり空家等の解消とか管理不全な空家等の解消につきましましては、そもそも空家の活用、既存住宅の活用というのが非常に重要と考えておりまして、ここに方向性1、2にございますように利活用に関する相談体制の充実というのを図っていく、もう一点が流通促進に関する情報提供の実施というところでございます。そのために、(1)の①にございますように、先ほど申しあげましたネットワーク会議に住宅の活用検討部会というのを設置をいたしまして、現在相談体制を各専門家団体と共に構築をすることを現在進めているところでございます。年度内にこういった整理をいたしまして、窓口体制というのを構築していきたいというふうに考えているところでございます。

また、4ページでございますけれども、②にございますように、具体的に地域への働きかけというところでございまして、今年度まず八木山地区の地域活動団体と連携したセミナー、相談会の開催を8月18日実施に向けまして現在進めているところでございます。

また、(2)の流通促進に関する情報提供の実施というところでございまして、今後既存住宅の流通にあたりまして、それを円滑にできるための様々な施策につきまして、現在情報収集や周知方法の検討を行っているところでございます。

続きまして、3の空家等に関する啓発及び適切な管理の促進に関する事項でございます。方向性にございますように、様々な機会をとらえた啓発の実施というところでございまして、様々空家を放置することによる先ほどのパンフレットがそうなんですけれども、放置をしてしまうというのはどういったことが起きるのかといった点というのは必ずしも十分認識されていない、もちろんよくないことだなということは漫然とわかっていても十分にわかっていないというところがございまして、そういったところをご認識いただくということもございまして、やはりその後の活用を考えますと、空き家になって管理不全なまま長期間経てしまいますと、なかなかその後の活用というのが非常に難しいということでございまして、なるべく早い段階からこの建物をどうしていくんだというところをお考え頂くような仕組みづくり、啓発というのが必要だろうと考えておりますし、あるいは2にございますように、狙いを定めた働きかけや相談体制の充実ということでございまして、様々例えば空き家となる事例といたしましては、ご高齢で施設に入るとか、お子さん等のところに行かれるとかそういったことが非常に多いということもございまして、そういったタイミングをつかまえた啓発ということも重要だと考えておりますし、先ほどから申し上げておりますような

総合相談会、あるいは今回は八木山地区で行いますけれども、そういったセミナーとか相談会の開催というのをやはり進めていく必要があるというふうに考えているところでございます。

それから、5ページの(2)の狙いを定めた働きかけの具体でございますけれども、区役所の戸籍住民課におきまして死亡届を出された時にお渡しするチェックリストというのがございます。こういった手続きが今後必要ですというものでございますけれど、その中に相続登記という項目を入れてございます。やはりなかなか相続の話にならず分割協議が進まないまま、ものによりましてはさらに相続人の方々がお亡くなりになるといういわゆる代襲が発生するなど、非常に困難となる事案がありましてその注意喚起でございますし、今年度の予定にございますように、やはり施設に入ったタイミングというのがひとつ今後についてお考え頂く機会となると考えておきまして、入所者向けあるいはお世話をいたしますケアマネージャー、地域包括等々に対するリーフレットも作成して配っていきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、資料2-3をご覧ください。今年度、計画始まって間もないところでございますけれども現在の状況でございます。法に基づきまして現在対応いたしております件数と申しますのが、4月1日から6月末までで、一番上の表にございますように314件ございました。前年度からの継続案件が277、残り37が今年度の新規案件でございます。こちらに対しまして現在、助言・指導を行ったのが229、改善のための勧告を行ったものが6でございます。所有者等の調査中というのが79でございます。改善状況でございますけれども、40件が改善をされまして、6月末現在で274件というものが指導の対象の件数となっているところでございます。成果目標に対する改善状況は記載のとおりでございます。6月末現在で特定空家の改善件数で見ますと達成率7.5%、それ以外につきましては14.8%というところでございます。今後引き続きこの計画に基づきまして今お話した内容につきまして鋭意進めていきたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○金会長

ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明につきまして、ご質問及びご意見等ございましたらお願いいたします。

○西條委員

資料2-3についてなのですが、空き家の件数が314件で、改善状況を見ますと改善されたのが40件と十数パーセントぐらいというふうに認識しておるのですが、未改善がおそらく毎年これくらい発生しているかと思うのですが、たぶ

ん遺産相続とかそういった絡みでなかなか改善に至らないというのであれば、事前に一人暮らしされているお家ですね、これを調査してお亡くなりになった後に対応するのではなくて、亡くなる前からこの後どうされるかという話し合いを進めていったほうが改善の率が高まるのではないかなというような気がします。そうじゃないと犯罪とか火災の原因とかになりうると思いますので、空き家というのはよろしくないだろうなど、ただ、人様の家を勝手に処分するわけにもいかないのです、そのへん難しいと思うのですけれども未然に防ぐ対策を進めたらどうかなと思います。

○市民生活課長

ご指摘のとおりでございます。現在は結果的に管理不全となったものの対応というのを進めておりますけれども、そもそもご指摘のようにそういった状況になったという時点で、相続の問題であったり資金面であったりかなり改善が困難な状況になっているのはご指摘のとおりでございます。従いまして、私共といたしましてもなるべく早い段階から所有者の方がお年を取ったことに伴うことが多いと認識しておりますので、なるべく早い段階から将来この家を、この財産をどうしていくんだということをお考え頂くということを促していく必要があるかと思っております。

もう一点が、そうはいってもなかなか先のことということを感じられる方も多いということでございまして、その大きなポイントとなる施設に入るとかあるいは地域包括いわゆる介護保険の利用が始まるとか、いよいよ先を考えないといけないといったタイミングにうまく働きかけられないかなというふうに考えておまして、そこで今回ネットワーク会議にも福祉施設協議会にお入りいただいておりますし、あるいは施設ですとかかなり後になる可能性もありますので、ケアマネージャーが介護保険の利用が始まりますと接触しますので、そういった方々にすぐ決めろというよりは、そろそろこういったことをとか、こういったことを考えないといけないと、パンフレットもあるのでご覧いただいておりますかといったようなことを我々としては福祉部門とも協力しながら働きかけをなるべく早い段階からご指摘のとおりしていったら、そうすればまだまだ利活用が可能な段階ということも多いかと思っておりますので、そういった形でのこういった管理不全な空家というのを抑制していくといったことが大事だと考えております。

○永見委員

前回もお話ししたかと思うのですが、本業は不動産屋という立場でお話申し上げますと空き家問題の根本的なところというのは、更地にした方が税金が高くなるという馬鹿げたところがありましてですね、一方、更地のほうが流通しやすいということもあります。固定資産税とか固定都市計画税を勝手にいじるということは一地方公共

団体では不可能かなとは思いますが、ある程度古家で不動産を持っている方が有利だよといったようなところはある程度是正するような優遇するのか、あるいは反対に重加算税的に古屋で持っているほうに負荷させるとかですね、古屋を持っていても得ではないんだといったところをなんとか知らしめるような政策がとれないものかなと思っております。

○市民生活課長

ご指摘のとおりでございます。私も、過去に空き家等の関係で所有者の方とお話していますと、課税の関係があってできるだけ残したいと全部壊さないで一部分残したいとかというようなご相談というのはかなりあると承知をいたしております。今回、課税の問題でございますので法律上の事項でございます。国のほうも一定対応いたしております。特別措置法に基づきまして、行政が改善のための勧告を行いますと次の課税のタイミング時点でその住宅の特例が外れるというしくみは用意をされております。ですので、かなりひどい状況のものにつきましては、外していくということで国のほうにも一定対応を始めてきておりますところでございます。

もう一点が、古いものを適切に管理するのは別なのですが、なんとなく持っていることというのが非常にリスクがあるということは、それが例えば建物の一部が崩落をしたりだとかそれが落ちた結果、人に危害を加えるということもあるというふうな、ただ漫然と持っているということは非常に危険なんだということは十分皆さんにご理解を頂く必要があろうかと思っております。そういった面も含めまして、その勧告を受けた場合税金が上がりますよとか、こういった建物を管理しないまま空き家にしておくということが非常に自分にとっていいことはないんだよというところを十分にご理解いただけるような取り組みというのは非常に大事だと思っております。先ほどご説明させていただいた全体のリーフレットというものも、まずそこをご理解いただいて、もう一回認識をしていただいて、その上で早い段階からご相談、そういう時はどういふところがポイントになるかといったような内容にしたいということで現在作業しているところでございます。

○桔梗委員

資料2-1の方の今回の空家対策の実施体制について拝見いたしました。この推進会議との関わりについてはこちらで議論されたものを報告を受けるということなので、たぶんここでは協議はできないのかなということが非常に残念と思っておりますが、一つ確認をさせてください。資料2-3の中の成果目標に対するという数字なのですが、ここには数字が載っていないのですが、実際に空家対策の話を進めているなか、例えば仙台市に寄付をしたいとかそういう要望、意見というのはあるのでしょうか。

○市民生活課長

まず一点目が報告ということになっていますが、当然報告を受けてただ聞いてくださいという話ではなくてご協議をいただくというところがございます。ちょっと言葉が足りず失礼いたしました。

それから、寄付をしたいという話が具体的にどれくらい寄せられているかというところは申し訳ありませんが、私の方でも十分承知をいたしておりません。ただ、一般的に申し上げますとご寄付をいただくということではありますけれども、その後の管理という問題もありますので、なかなか市にとって使わない土地とか使えない土地というのをお引き受けするというのはなかなか厳しいということがございます。お互いのニーズが合う、そういったことがあればお受けする場合があるかと思いますが、なかなかそれほど沢山のことが起きるということではないというふうに承知をいたしております。

○桔梗委員

ひとつ寄付についてお聞きしたというのは、他の仙台市の問題の中で例えば高齢化ですとか障害の問題とか、生活の安心安全というところに多面的な安心安全がありますけど、他委員会のほうに委員として参加させていただいている話をするのは大変恐縮なのですが、高齢化の問題とか障害者の問題というところで非常にいま顕著に困っているのが施設建物の建設場所の問題が出てきています。既存の社会福祉の場所に関しては、仙台市の土地をもってそこに物を建ててやっているという福祉政策がずいぶん浸透しているのですが、実際にこれだけ高齢者施設と障害者施設が出てしまっていると、実際にニーズがあるのだけでも建てる土地が無いという話を仙台市の事務局からいただいていた。そこで、私が仕事の中で、生活の安心安全というところと社会福祉政策と合わせて民間事業者とその街づくりをやっているところもあるのですが、その中で国も促進をしているのでこの空き家問題というところに焦点を当てた街づくりというのをフォーカスしてやっていこうっていう今、動きがでているところもあります。そこに支援をしている私の経緯があるからなのですが、その時に、例えばそこに仙台市で寄贈されている土地が全部まとまった土地じゃなくてもそういう話がある、手を挙げれば寄贈ができる、寄付ができるということになれば、ここの委員会にも専門家の先生方がいらっしゃいますので、その賃借もしくは貰うということなのですかね、その問題もこれをひとつの機会にして整理をされて仙台市がそれを受け取る、それで残した人も相続するよりは仙台市に寄付しちゃおうと、昔からそういう制度あったと思うので、そこをもう一度確認をして頂いて、その他の仙台市の政策のところにも答申していくような、絶対それは良いというような話にはなるのか

などは思うので、それに向けた議論といいますか協議ができるような場の構成なり部会なりということができるといいなというふうに感じました。

○市民生活課長

たしかに施設もだいぶ増えておりまして、ご指摘のようにこれまでは市が持っていた土地というのを貸し付ける形でというところでございます。今のご指摘につきましては、福祉部門のほうにもお伝えしたいというふうに考えておりますけれども、我々のほうの立場の考え方からしますと市が直接というよりは、そういった土地というのは市場に出させていただくという形で流通して、それを事業される方というのが何らかの形で取得できるという方向で、そういった土地が生きていくところへの取り組みというのを我々としてもやっていきたいと思っております。国におきましても空き家だけじゃなくていわゆる空き地問題も含めまして十分に活用されていないというものをどう活用していくのかといった取り組みが始まっているところがございます、我々からのアプローチとして今考えております、先ほども申しました利活用という形で市場に出して頂く、ご自分で活用をもうしないよということであれば市場に出して頂いて、そういう形で結果的に社会福祉事業も含めて活用して頂けるといったところを進めていきたいというふうには考えております。今のご指摘につきましては当然大きな話でございますし、非常に貴重なご意見でございますので、担当部門にもお伝えしたいと考えております。

○桔梗委員

市場に出してというご意見をいただいたのですが、民間事業がやる社会福祉の問題と、民間事業がやるのではあるんだけど社会福祉に関しては非常に疲弊している、困っている、継続困難であるという協議会のほうで推進委員会のほうでも話が出ていくことはたぶん議事録をお読みいただいているかと思っておりますのでご存知かと思いません。ただ、その時に市場の中に出てきたものを使える状況なのであるかということも仙台市全体で考えて頂きたいと思えます。それはたぶんノーです。今回、別な子供関係の団体の方もいらっしゃいますけど、やはり子供の放課後の問題にしても、例えば公園の中にそういう施設が建設されているとか高齢者と障害者だけに留まらず、仙台市民が快く継続的に暮らせるための政策というのは必要で、そこに対する箱物というものもまだまだ定量が不足している状況というのもあると思うので、市場原理に基づいて市場に出すという方向が絶対ではないと思えますので、是非そこに対するご協議をよろしく願いいたします。

○原委員

今桔梗委員のお話を伺ってかなり進んだ話になっているんだなというふうに私のレベルでは伺っていたのですけども、まず利活用の相談体制の充実というところで、この利活用についてどのような方向性で相談なさっているのかなというのが桔梗委員のお話を伺う前にちょっと気になっていた部分でして、具体的に例えば相談をした場合、いわゆる一般的な不動産の流通の中に視野に入れるというようなお話を受けるようになるのか、私としては先ほどもおっしゃっていたとおり一步進んだ段階で、例えば今介護保険の方が総合事業の方に移行しておりまして、その総合事業の中で地域でというようなことがありますので、そのサロン活動を行うところの例えば町内会館が不足であったりとか、その寄付という形での貰い受けというような、なかなか難しいのかもしれないけれども賃貸の一部をかなり安価な値段でというようなことを想定に入れたこういった相談の活動はできないのかなと、先ほどもおっしゃいましたけれども、貧困の子供さんに対してのということと地域それぞれ活動していると思うんですけど、そこでやっぱり場所がという、高齢者の皆さんも子供さんの皆さんも送迎というのがなかなか難しいんですね。送迎ができないと皆さん来られない、ほんとに町内会レベルでの町内会館があったらいいなというような事が声が高くあがっているんですけど、そのところで視野にに入れていただけないのかなとちょっと思いまして質問させていただいています。

○住宅政策課長

今いろんなご意見いただいたとおりに空き家の解消だけではなくて、抑制、その二つを両輪を同時に進めることが非常に大切だと考えてございます。利活用でございますが、桔梗委員のお話もそうですけども、出口論としてサロン活動に使いたいとか福祉施設に使う事実もあるとかいろんなご意見いただいたところです。今我々が取り組んでいるところは空き家の抑制といたしまして、まず、今お住まいの住宅を流通に乗せるその入り口部分について力を入れているところでございます。まず、そこでお住まいにならなくなった住宅を流通に乗せてその段階で一つのバリエーションとして住宅にそのままお使いになるパターンもあれば福祉施設に転用するパターンもあればいろいろなパターンがございますけれども、まずその入り口部分の所有者の方への呼びかけ、意識の醸成のところを力を入れているところでございます。答えになっているかどうか分かりませんが、我々の取り組みについてご紹介させていただきました。

○西條委員

資料2-3についてなんですけども、実績として今年度の4月1日から6月30日までで新規案件が37件と、3か月で37件も出ている。これを仙台市として全部活用

すると維持費も大変でしょうし、現実的ではないのかなと私の中では認識いたしましたし、その中で今お話がいろいろあったように地域のコミュニティの場としてなにか活用できるのであれば住民もハッピーですし、それは是非取り組んでいただければというふうに思いますけども、件数が多いだけに市場の流通も前向きに考えざるを得ないんだろうなと、どっちつかずかもしれないんですけど、両方あってもいいんじゃないかなという印象を受けました。

○市民生活課長

この間で37件新たに生まれてきているというところでして、なかなか問題も大きいなと考えております。先ほど住宅政策課長からも申し上げましたように、利活用という方に向いていくということも非常に重要でございますし、その中の現在市場に出していくということもございますけれども、様々市場といたしましてもいわゆる普通に不動産屋に頼んで広くということもありますし、地域の中で所有者によってはなにか使ってもらえれば安価な形でといったような意味での市場ということもあろうかと思えます。その部分につきましては、我々としましても着手したばかりというところはございますけれども、ご指摘のところ地域での様々なコミュニティ活動あるいは社会福祉的なところというのも非常に重要でございますし、そういった面でのいわゆる一般的な市場経済だけの市場だけが問題を解決するものではないと考えておりますので、その点私共と都市整備局もそうですし関係部門と連携しながら対応していきたいと考えております。

○渋谷副会長

空き家対策のことをいろいろ検討しはじめてから、このようなネットワーク会議ができたのは大変喜ばしいことだと思います。それからリーフレットも作成されて早く皆さんのお手元に届くようになればいいなと思います。今お話を伺っていて、本当に重要だなと思うのは、仙台市がやはり今受け皿を作って出口もある程度想定されているんならこういう結びつき方がいいんじゃないかなということはいろいろ想定されると思いますけれども、やはりそれを上手にコーディネートする何かが必要なんじゃないかなと思うんですね。住宅活用検討部会がこのように開かれるということですので期待もされるわけなんですけども、是非このネットワーク会議というのを活用されて、そして外部からの知恵といいますか少子高齢社会に日本中なっているので、どこの都市でもそういうことに苦悩し始めているとこだと、すでに行っているところだと思っているので、いろんなことをやられている良い例というのが全国各地にあるというふうに伺っていますので、そこから何かいいお話を聞かせてくださる、参考になるお話をしてくださる方をお呼びになって皆で勉強し合うとかそういうことを是非ネットワーク会議

の中でされるのがひとつ良いのではないのかなと思いました。そして、そこには実際に福祉のことなんかで場所が無くてそういう仕事に支障があって高齢者とか子供達とか仕事とかそういうことでお困りの方なんかは是非そういう場に集まってもらって、それがまた別な受け皿になるというかそういうふうになっていけばいいと思いますので、そのへんのところ形はどうかちょっとわかりませんが、コーディネートをする場というのを是非お願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○生活安全安心部長

ネットワーク会議についてのご意見でございましたので、私座長をさせて頂いていますので私の方からお答えしたいと思います。このネットワーク会議でございますがまさに副会長おっしゃったように、どうしても役所、行政だけですと、これまでの取り組みは延長線上で今ある管理不全な空き家をどうしていくかというところに空き家の法律の立てつけもそういったところで重点を置いていますので、そういった範疇でしか物事を考えられないという問題がございましたところ、やはり計画を作る中で利活用をするなり、もしくは空き家になる前に流通に乗せるとかそういった予防的な政策も同時並行してやらないとだめだろうというご指摘を多数いただいたものですから、計画も両輪で先ほど住宅政策課長も申し上げたように両輪で進めていくということ、それからそれを進めるためには、例えば市役所の力だけでは足りないので、様々な分野のご専門の方々のお知恵を拝借しながら進めていくというのが肝要だろうというところもあり、このネットワーク会議が渋谷部会長のもと部会のほうでもご提案されて計画にも位置づけられたと理解しております。そういったことを様々考えてまいりますと、このネットワーク会議の中にももちろん不動産の専門家も含めまして実際の市場の動きをご理解いただく方、それからそれをマネジメントしていく役所も様々関わっておりますので、そういったところで先ほど桔梗委員ですとか原委員からもお話のありました、今管理不全になっているものをどうするかという議論もさることながら、なる前にそれをどういうふうな使い道というのがあるのか、そうしていくためには具体的にどんなことをしていけばいいのかといったところにネットワーク会議は注力していく必要があるんだろうなと思います。その反対側として、今管理不全なものをどうしていくかということについては、やはり行政が責任を持ってやっていくというある程度そこに役割分担のようなものを見出してこの会議を意義あるものにしていただければいいなと座長の立場では考えております。

○佐々木好志委員

基本のご質問させてください。資料2-1の1の(3)の成果目標について、二点ほどご質問があります。一つ目はですね、改善件数というのが成果目標になっているので

すが、この改善というのはどういう意味を指しているのか、解消じゃなく改善ということなので、この点について何となくイメージでもいいので教えて頂きたいというのが一点です。

もう一つが、集中対策期間というのと5年間という期間の二つが成果目標の対象期間として設定されていまして、資料2-3を拝見しますと集中対象期間というのが平成29年と30年の2年というふうに読めるのですが、そうしますと5年間と集中対策期間の2年で何が違うのかいわゆる人と予算とかそういったものが違うのかと教えてください。

○市民生活課長

改善と申しあげていますが、前提としまして特定空家等ということで、現在、管理不全な状況にあり、それが周囲に対して悪影響、なんらか倒壊の恐れがあるとか等々の影響が出ているというところがございます、こういった状況が改善をされてですね、特定空家の要件であります周囲への影響というのが、一定程度以下に抑えられるということがございます。完全に解消される場合もあろうかとも思いますし、改善という形で特定空家の認定の要件以下になるということがあろうかとも思います。

それから、5年間の集中対策期間でございますけれども、5年間の全体といたしまして55件、500件というのを目標といたしておりますが、やはり当面の非常に大きな課題となっている現に管理不全な空家となり周囲に対して影響が出ているというものに対して、集中対策期間としまして今年度、来年度集中的に取り掛かるということがございます。予算面で申し上げますと先ほど申し上げました解体補助につきましてもこれに対応いたしております、原則的にはご自分で改善していただくのが基本でございますけれども、今年度、来年度の集中対策期間にありましてはその費用の一部を助成するしくみを作るなど集中的にこの間この40件、250件を達成していくという中身でございます。

以上でございます。

○金会長

様々なご指摘、ご意見ありがとうございました。是非、関連部署などと情報共有しながら改善し、あるいは協議して頂ければと思います。

(2) その他

○金会長

以上で予定された協議は終了し、その他に入らせていただきます。皆様や事務局から何かございますでしょうか。

○桔梗委員

前回の会議の開催から今日に至るまでに疑問に思ったこと、確認したいことが二つございます。

一つは、地域の高齢者と時々お茶を飲むんですけども、高齢者の問題ということでお話を聞いたり、私ができることであればご支援するような立場にあります。その中で、地域の郵便局で預金しているお金を100万円以上引き出そうとする。そうすると最寄りの警察に電話をされる。それで、そこから交番の警察官がだいたい二人いらっやって、囲まれて30分以上、その方々の言葉を借りて尋問のようなお話をされると。話をしたその30分以上の時間を担保とした上で初めてお金を下ろさせてくれるというお話を聞きまして、「銀行は？」と聞いたら「銀行はすぐ落としてくれるわよ。よく行っているの、身分証明を出せばすぐ出してくれるわよ。」って、「なんで郵便局だけそうなの？私達、車の免許持っていないから保険証でもだめでね。」って時にはパスポートまで持っていくんだって話まで聞かされています。毎月毎月郵便局に行って、確かにオレオレ詐欺ですとかいろんな詐欺があるので、本人確認の義務っていうのは、私自身も銀行、郵便局に行っても何かの際には知っている関係であっても必ず身分証明書の提示がさせられるんですが、結局言いたかったのはその話をその次その次2、3回お茶飲みを重ねている時に、「実は私もなの。実は私もなの。」という、地域に同じことで実は悩んでいる事よりも憤りを感じている、腹を立てている高齢者が増えてきたことを肌身で感じました。それで、それに関しては、ここで議論ということでどうかと思っただけですけども、確かに郵便局といっても今民間事業者になるのかな、とはいえそこに警察が介入しているということは公的機関ですので、今回警察の方もいらっやるし、それが防犯の抑制ということの位置づけなんだとは思いますが、行き過ぎた抑制というのはいかがなものかな。30分も拘束されないと警察官にちゃんとあなたの家はどこで家族構成はどうだって全然関係ないと思う事までプライバシーの侵害だってことで訴えたいと思うことまで聞かれた上での預金の引き落としに至らないと現金が引き出せない。これを仙台市の方で現状として安心安全の観点で把握しているかという確認と、それを今私が入手した話が一件ではなくて少なくとも3人の方から話を聞いていますが、これを今後どのように考えていくべきなのか、防犯っていうことと行き過ぎた生活のしづらさというのがそれは安全かもしれないけど安心にはならないのかなという部分で、私のこのもやもやをどうしたらいいのかなと思うところで、それが一点でございます。

それからもう一点は、非常にデリケートな問題だったのでここで私が意見というか確認をするのはどうなのかなと思いつつも考えながらも参ったところなんです、仙台市の中で少し今、情報が開示されてきていないというかマスコミでは騒がれなくなりましたが、ここ3年連続して子供の自殺があったという学校の問題。前回、そ

の学校の校長先生もこちらの委員さんでいらっしやったかなと思ったんですが、その学校の問題に関して確かに新聞を読むとそれに関しては市長が変わってから非常に調査、対策っていうふうにならないう新聞では読んだんですけども、ここが防犯を考えた生活の安全安心というものを広域的に考えている委員会だとすれば、やはりその問題を委員会としてどのように捉えるのか、もしくは別の部署に先ほどの空き家問題と同じように他の委員会と連携をしてこの委員会がその報告なりを受けるような状態にもっていくのか、組織の編隊と今後のこの委員会のあり方についてお考えがあれば教えて頂きたいと思います。

○生活安全安心部長

まず一点目の高齢者の方の苦情を受けられたというお話でございます。ちょっと詳しくは分かりませんが、恐らく特殊詐欺の被害を防止するために、警察さん等の働きかけによる金融機関の水際での恐らく声掛けをそういうふうになら不快に感じられた方がいらっしやったということかと思ひます。そういった不快に思われる方がいらっしやるといふお話はすみません、私共今桔梗委員からお話を聞いてわかりました。今日は警察の方も委員でいらっしやいますので堀籠委員の方からもなぜそういったことが行われているか、特殊詐欺の重大性に着目してのやむを得ない措置だと思ひますが、そういったところご説明いただくと私共ありがたいと思ひました。

二点目、お子さんの自死に関わる問題でございますが、仙台市として大変重要な問題だと位置づけておりますけれども、先ほど桔梗委員ご自身もおっしゃいましたように、私共の安全安心街づくり推進会議というのが、犯罪の抑止、犯罪の予防、それに類する迷惑行為の防止を進めるという条例を根拠に設置されている会議でございます、この会議の中で今回のいじめによる自死の問題を議論するといふのは、いささかこの会議の範疇を超えているかなといふふうには思ひます。ただ、このようなご発言がこの会議であったことについては、教育委員会が中心になり仙台市の中でこれから進めていくといふことになっておりますので、教育委員会のほうにもお伝えはしたいと思ひます。

○堀籠委員

確かに金融機関の方に高齢の方がお金を下ろす際、通報はもらっています。ただ、郵便局に限らず全部の金融機関にお願いしてございまして、これはなぜかといひますと特殊詐欺対策の被害防止なんですね。実際、犯人は警察から金融機関にお願いして窓口止められますよといふ事はわかっています。それをわかった上で犯人は、多分警察が来るから警察が来たらね、これは家のリフォームをするんですよといふことを言ってくださいといふことで指導してきます。その指導する犯人といふのは、息子さんだ

よということで騙しているわけなんですね。騙された方も息子のためになんとかしなくてはいけないということで窓口に100万下ろすんだということでいきますと、実際ですね、犯人はすでにリフォーム代と言ってよと指導していますので、警察が来てもリフォーム代に使うんですと、待ってください、ほんとにリフォーム代で構いませんかと確認取らせてもらえませんかということで、間違いなくリフォームする会社まで連絡を取って間違いありませんよということをやったりもしているんです。それをですね、わかりました、帰りますよと言って帰ったら騙されてましたというのなんとか防ぎたいというのもありまして、例えば、遺産相続で分けますよというのであればご兄弟に電話させてもらって、間違いありませんか、間違いありませんよって確認を取ってですね、被害を防ごうってことでやっております、苦情が来るとそれぞれ感じ方もあるのでそれは申し訳ないことだと思います。ただ、警察としてもその被害を防ごうということがありまして間違いなくちゃんとした事に使われるんだ、騙されていないんでしょということを確認取りたいということがありましてやっております。

あと、金融機関に限らずコンビニなんかでも電子マネーが非常に流行ってまして、振り込め詐欺に電子マネーで払ってくれてと言われてまして、電子マネーで大量に買わされて何十万と被害に遭う方もいます。コンビニの店員さんにもお願いして大量に電子マネーを買う時は声掛けてもらえませんかということでお願いしてたりもします。実際に金融機関の窓口とかコンビニのレジのところで実際にそれが分かってですね、抑止できたってこともあるんですね。それで1人でも多くですね、被害に合わないためにやっております。ただ、郵便局だけということはないです。各金融機関にお願いしていますので、通報もらって警察官が行っております。それはあくまでも被害を出さない為、守りたい気持ちからやっておりますので、難癖付けるとかそういうことではないんです。うちのほうとしては被害に遭ってないことを確認取りたいということでやりました。

○桔梗委員

堀籠委員ありがとうございました。私も防犯の良い意味があって、金融機関って言ってもでも銀行では警察は呼ばれないって言われているので、うちの地域に関しては郵便局で100万以上下ろすお年寄り直接聞いたのは3人ですけども、3人はそれ以上の人達を知っています。ただ、それは特定の郵便局だけなんですね、私の知っている情報は。だからその郵便局長の考えなのかは分かりませんが、実際にそれがあって何に使うのと言われたときに、例えば墓石を買うだとかそういうものがあって使うって、じゃあどこの墓石屋さんなの？っておっしゃられるように、どのお寺にお葬式代を払うというお話をしてもなかなかそれだけでは終わらず、防犯と抑止っていうための政策であっても、確かにそれが功をなしているというのは私もわかりますが、

個人にとって結局家族構成ですとかそのお金に関することだけじゃなくてこれ以上のことも聞かれているようで、プライバシーの保護を言われているのにどうして自分のお金を自分で下ろすのにこうなるのか。しかも郵便局に月に2、3度来ていて、自分がぼけてるか、ぼけてないか、どこの人間なのか郵便局の職員さえも知っているのにどうしてなんだっていう怒りはあるんですね。だからそれは非常に抑止したいというこちらの委員会もそうですし、その気持ちとお金は個人のものでそれを間違っただけで使ってほしくない、詐欺にあって欲しくないという気持ちと本人がやっぱりそこに関してのジレンマっていうのをどういうところで折り合いをつけていくかっていうのは難しい問題だと思うんですけど、これを協議会で話す協議だと思わないんですが、とはいえ私ができる一つの地域の方に対する提案ですけど、それを警察の方に聞かれたときにそれをいらないからと言って振り切るといった行為に及んでもお金は引き出せるのか、引き出せないのか。

○堀籠委員

大抵は最終的にはご協力いただいています。それで間違いないとこっちで確認できた場合は下ろしてもらって結構ですし、わかりましたまた来ますということで帰られる方もいるみたいです。

○桔梗委員

ですから、その自由が自由なんですかっていう話です。結局、個人がお金を下ろしたいと思っているのも自由意思で言って警察の方に質問されて答えないと郵便局はお金をおろしてくれない。だからいいですと言ってまた来る。でも自分でそこで戦う勇気がないので、帰るしかない。また行っても、尋問のような質問に永遠と30分右と左に囲まれながら話をさせられるというのを自分がそれを体験するまでは、犯罪なのか、ぼけているのか、なにか勘違いをして警察のお世話になっていると皆さん思ってたそうなんです。ところが実際にいざ自分の場に来てみたらこういうことだったのかと思った時に何が何でも明日、明後日お金を払わないといけないのに、今日ここでいいですと言っちゃったらお金出してくれないって、これは自由意思が尊重されていないという結果なんではないかともとれるわけなんですよ。だから自由ってなんなんだって安心ってなんなんだって話になっちゃうんですね。それをどうしたらよいのですかね。

○生活安全安心部長

途中で割り込んで大変申し訳ないのですが、確かにそういったことを不快に思われたり、もしくはご自身の思いどおりになかなか警察官を前にご説明をできない市民の

方がいらっしゃるんだろうなとそこは私も実際は拝見したことはないですけども想像できるところです。ただ、そういった方々が、特定の郵便局の問題なのかそれとも幅広くそういったふうにお感じになっている方がいらっしゃるのかというのはなかなかこの場ではお話としてぼやけているなど拝聴して感じていました。なので、特定のそういった方がご不快に思われたという時に、恐らく警察の方にご相談をあとから苦情という形なのか、これは自由とかまさに支障もなくそういった相談の窓口というのはあると思いますので、桔梗委員の方から実際そういったことにお感じになってる方に対して、警察の苦情相談の窓口は、どここの郵便局で例えば警察官からこんなことを言われたんですけどもこれはちょっと行き過ぎなのではないのかといったようなお話をまずはさせていただくということが解決の糸口なのかなというふうに感じましたがいかがでしょうか。

○桔梗委員

これを委員会でふつふつとした疑問を小さな悩みではあるけれどもということで、ここでわざわざお話をさせて頂いたのはですね、今回ここは専門の方々が揃っている安心安全の街づくりのための委員会なので警察の堀籠様にも今お話を伺いました。ここには弁護士の先生もいらっしゃるの、法的な観点でこれはどう考えるのかお考えを伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○佐々木好志委員

難しい問題だとは思っています。お話を伺っていくつか整理ができるんじゃないかなと。というのは預金なり貯金なりってことですので、そこでの契約に基づいて権利と義務が発生しますので、例えば、預貯金を引き落とす時になんらかの契約で定められている以外のなにか負担とか義務的なものを課せられるという場合に、契約義務違反みたいなものが発生するんじゃないかというのがひとつ問題としてありますよね。警察への苦情という問題ありましたが、実際にそういう側面もあるんだけどひとつの側面としては、郵便局というところに貯金をしている方と金融機関側との関係とそこに警察の方に介入してもらうということが契約上許されるんでしょうかという論点ですよね。

あと、もう一つは警察の方から予防なりなんなりということでパターンリスティックといいますけれども、本人が望んでいなくても本人の利益のために一定の第三者が介入していくという問題と、あとは社会秩序の維持、そういったものがあってその公権力が任意であっても質問することが許されるかどうかという問題と、あとは質問したとしてそれに強制的に答えなきゃならない義務がどこまで強制が許されるのかという問題はああると思うんですよね。ここで結論として私はどう考えますというのはなか

なか答えにくいんですけども、今みたいな民間、私人間とっていいのか契約関係と、もう一つは公権力と市民、国民のどこまで質問が強要されそれに答えなきゃならないかという問題と分けて考えなきゃいけないだろうとそういうふうに思います。

○金会長

ご質問やご意見ありがとうございました。他にございますか。会議の時間も定刻に達しております。事務局からなにか他に補足はございますか。

先ほど事務局からも補足がございましたが、本会議は単に報告のみならず、協議なども行っていく場であることから、様々な意見を交わすことができました。

また、本会議が犯罪の抑止、予防、条例根拠によって設置された会議であるということも改めて確認することができました。

それでは無いようですので、これにて議長の職を解かせていただきます。議事進行にご協力いただきありがとうございました。

5 閉会

○市民生活係長

皆様ご審議ありがとうございました。

以上をもちまして、今年度第1回仙台市安全安心街づくり推進会議を閉会とさせていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

平成29年 月 日

仙台市安全安心街づくり推進会議

会 長

署名委員